

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助対象事業費の一部が補助対象外

1件 不当金額(支出) 137万円

(前年度 1件 1267万円)

1 補助事業の概要

埼玉県比企郡小川町は、平成26年度に、地域における低炭素地域づくりのための省エネルギー設備等の導入事業(導入事業)として、同町の本庁舎に設置されている既存の空調設備等を撤去して、省エネルギー設備に更新する工事を事業費2億1945万円(補助対象事業費1億8867万円、国庫補助金額1億2578万円)で実施した。

環境省は、導入事業の実施に当たり、事業主体から提出された交付申請書の受理、交付の決定、実績報告書等の審査、補助金の交付等の事務を公募により選定した者に行わせており、同年度については、公益財団法人日本環境協会が選定され、協会は、上記の事務に対して、同省から国庫補助金の交付を受けている。

同省の承認を得て協会が定めた「平成26年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業のうちグリーンプラン・パートナーシップ事業)交付規程」等によれば、補助金の交付の対象となるのは、導入事業を行うために必要な工事費等とされ、既存設備の撤去に係る工事費は補助金の交付の対象にならないとされている。

2 検査の結果

同町は、補助対象事業費の算定に当たり、上記の事業費から既存の空調設備等の撤去に係る工事費を控除したとしていた。

しかし、上記の事業費には、既存設備の撤去に係る整理清掃後片付け、内部足場等の工事費が含まれており、これらに係る費用205万円についても、既存設備の撤去に係る工事費として補助対象事業費の算定の際に控除する必要があったのに、同町は、これを控除していなかった。

したがって、上記既存設備の撤去に係る工事費205万円は補助の対象とは認められず、これに係る国庫補助金相当額137万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等	間接補助事業者等(事業主体)	補助事業等	年度	事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	左に対する 国庫補助金 等交付額	不当と認める 事業費 〔国庫補助 対象事業費〕	不当と認める 国庫 補助金等 相当額
環境本省	公益財団法人日本環境協会	埼玉県比企郡小川町	二酸化炭素排出抑制対策	平成26	円 2億1945万 (1億8867万)	円 1億2578万	円 205万 (205万)	円 137万